

事業優先順位	2 細事業:法人市民税賦課事業				整理番号	02				
目的	法人市民税の賦課を行う。									
目標	法人市民税の適正な賦課を行う。									
事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和47年度以前	根拠法令	地方税法					
事業費・財源		平成25年度	平成24年度	比較		平成25年度	平成24年度	比較		
	事業費 (決算額) (千円)	757	747	10	コスト情報・従事職員数	総コスト (千円)	12,194	6,698	5,496	
	一般財源	757	747	10		内訳	事業費	757	747	10
	国府支出金	0	0	0			人件費	11,437	5,951	5,486
	地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0		一人あたり (円)	109	59	50	
		0				世帯あたり (円)	258	142	116	
		0				参考	職員数 (人)	1.50	0.75	0.75
						再任用職員数 (人)	0.00	0.00	0.00	
	今後の方向性	引き続き法人市民税の課税客体の正確な把握に努め、適正な賦課を行う。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者		事務所又は事業所を有する法人等 約1,500法人				
	A	A	B							



細事業：法人市民税賦課事業

1. 法人市民税（平成25年度 現年課税分調定額 723,653千円）

法人市民税は、市内に事務所又は事業所を有する法人等に対し、均等割及び法人税割の合計額によって課税される。平成25年度中に下記のとおり申告受付を行った。

(1) 均等割

区分	資本金等の額	市内の従業者数	税率（円）	納税者数（人）
1号	1千万円以下	50人以下	60,000	1,122
2号	1千万円以下	50人超	144,000	3
3号	1千万円超 1億円以下	50人以下	156,000	201
4号	1千万円超 1億円以下	50人超	180,000	14
5号	1億円超 10億円以下	50人以下	192,000	55
6号	1億円超 10億円以下	50人超	480,000	10
7号	10億円超	50人以下	492,000	75
8号	10億円超 50億円以下	50人超	2,100,000	2
9号	50億円超	50人超	3,600,000	11
合 計				1,493

(2) 法人税割

区 分	税率（%）	納税者数（人）
資本金等の額が1億円を超える法人 および保険業法に規定する相互会社	14.7	571
上記以外の法人	12.3	

